

# めぐろエコプラン3

目黒区地球温暖化対策

実行計画(事務事業編)

【第三次計画】



2024(令和6)年3月

目黒区

## 目次

<b>第 1 章 第三次計画の中間見直しについて</b>	<b>4</b>
1-1 計画の背景	4
1-2 国等の動向	8
<b>第 2 章 第三次計画の削減の実績について</b>	<b>9</b>
2-1 計画の概要	9
2-2 温室効果ガス等の削減状況	10
2-3 省資源の状況	11
<b>第 3 章 第三次計画(中間見直し)の概要</b>	<b>12</b>
3-1 取組事項	12
3-2 進行管理	12
3-3 位置づけ	13
3-4 計画期間	13
3-5 計画対象範囲	13
<b>第 4 章 第三次計画(中間見直し)の取組内容</b>	<b>14</b>
4-1 目標	14
4-2 管理対象	18
4-3 取組の体系	18
4-4 推進組織	19
4-5 評価委員会	19
4-6 環境研修等	20
4-7 公表	20

本文中に\*が付いている語句は、用語解説に語句の解説を掲載しています。

<b>資料編</b>	21
1 温室効果ガス総排出量の推移	22
2 エネルギー使用量(原油換算)の推移	24
3 省資源及びその他の取組	26
4 温室効果ガス削減ポテンシャルの推計	29
<b>管理対象区有施設一覧</b>	31
管理所管別施設一覧	32
詳細一覧	41
<b>用語解説</b>	47

## 第1章 第三次計画の中間見直しについて

### 1-1 計画の背景

地球温暖化\*問題は、気温上昇、大雨や干ばつの発生頻度の変化、海水面の上昇などの気候の変化を引き起こし、自然環境から人間社会にまで幅広く影響を及ぼすといわれており、近年、国内でも平均気温\*の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されていることなどから、地球温暖化\*を防止することは人類共通の課題となっています。

2021(令和3)年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律\*」に2050年カーボンニュートラル\*が基本理念として位置づけられ、国の「地球温暖化対策計画\*」(2021(令和3)年10月閣議決定)(以下、「国の計画」という。)では、目標として2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で温室効果ガス\*46%削減(そのうち政府や地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門\*」は51%削減)が掲げられました。また、特別区など地方公共団体では、国の計画に即して「地方公共団体実行計画(事務事業編)\*」を策定し、PDCA体制を通じて事務事業による温室効果ガス\*排出の削減に努めることとされています。

区では、2022(令和4)年2月に2050年のゼロカーボンシティ\*の実現を表明し、2023(令和5)年3月に改定した「目黒区環境基本計画\*」において、基本方針1として「カーボンニュートラル\*の未来をつくる」ことを掲げ、区域における二酸化炭素排出量削減目標を2030年度に2013年度比50%削減、区の事務事業については60%削減との国を上回る目標を定めました。

さらに、区は、暮らしに最も身近な基礎自治体であり、また、区内における大規模事業所のひとつであることから、率先垂範し、低炭素社会\*・循環型社会\*の牽引役として、引き続き省エネルギー型機器\*の導入及び節電等に取り組んでいく必要があります。

こうした背景等を受け、取り巻く状況の変化等を的確に反映させ、今後も、区における温室効果ガス排出量\*の削減を着実に進めるために、このたび、第三次計画「めぐろエコプラン3」の中間見直しを行いました。



## 目黒区ゼロカーボンシティの表明

～目黒区は2050年のゼロカーボンシティの実現を目指します～

近年、地球温暖化の進行により、世界的に気象災害が頻発し、我が国でも台風や集中豪雨による深刻な被害が発生しています。

地球規模の気候変動に対応するため、令和3年5月に改正された地球温暖化対策推進法では、2050年までの脱炭素社会の実現が明記されるとともに、地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、施策に関する目標設定を追加することが、義務付けられました。

また、令和3年10月31日から11月13日までの期間、イギリスのグラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、いわゆるCOP26では、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えること」が、世界共通の目標として位置付けられました。

目黒区はこれまで地球温暖化対策地域推進計画に基づき、令和2年度(2020年度)の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の目標を平成22年度(2010年度)比7%削減として取り組んできました。しかし、2050年の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現の重要性に鑑み、さらなる取組が必要不可欠です。

そうした状況を踏まえ、目黒区は、2050年のゼロカーボンシティの実現に向けた様々な取組を、力強く推進していくことを表明します。

ゼロカーボンシティの推進に当たっては、「目黒区環境基本計画」及び「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」の改定を一体的に進め、具体的な推進策及び実現に向けたロードマップを策定していきます。

具体的な取組に際しては、目黒区役所が率先垂範して脱炭素化に取り組むとともに、区民、事業者、学校をはじめとする多様な主体に対する周知・啓発を積極的に行うなど、意識の醸成と相互理解の中で脱炭素社会の実現に向けた地域づくりを強力に推進してまいります。

令和4年2月1日

目黒区長 青木 英二

【これまでの区取組】

1997(平成9)年	6月	「目黒区環境保全行動指針」策定 地域の良好な環境を保全・創造するとともに、地球環境問題に対応するため、区民、事業者、区のそれぞれが役割分担し主体的に行動していくための指針
1998(平成10)年	5月	「エコ・アクションプログラムめぐろ」策定 区が、事業者、消費者としての立場から率先して環境負荷の低減に取り組むとともに、区民や事業者による環境保全のために自主的な行動を促進するための計画
2000(平成12)年	9月	「目黒区環境基本方針」策定 総合的・計画的な環境行政推進のための基本方針
	10月	「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」策定
	12月	「目黒区環境基本条例」制定 環境と共生することのできる地域社会実現のため、区、区民、事業者の責務及び協働について規定
2001(平成13)年	3月	「新エコ・アクションプログラムめぐろ」 地球温暖化対策推進法に基づく行動計画
	8月	「ISO14001」認証取得 国際規格に基づく環境マネジメントシステム
2002(平成14)年	7月	「目黒区環境基本計画*」策定 環境基本条例に基づく区の環境に関する長期的目標とその実現に向けた施策の基本方針等を定めた計画
2006(平成18)年	3月	「新エコ・アクションプログラムめぐろⅡ」策定 「新エコ・アクションプログラムめぐろ」(5年計画)を改定
2007(平成19)年	7月	「目黒区環境基本計画*」改定
2008(平成20)年	3月	「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」策定 地球温暖化対策の推進に関する法律*(以下、「温対法」という。)に基づく温室効果ガス*排出抑制のための地域推進計画
2009(平成21)年	4月	「ISO14001」「新エコ・アクションプログラムめぐろⅡ」を発展的に解消し、「目黒区地球温暖化対策推進実行計画(めぐろエコ・プラン)」(第一次実行計画)を策定 計画期間:2009(平成21)年4月から2014(平成26)年3月までの5年計画 温対法に基づく区の事務事業に伴い発生する温室効果ガス*の排出抑制等のための措置に関する実行計画
2012(平成24)年	3月	「目黒区環境基本計画*」改定
2014(平成26)年	3月	「目黒区地球温暖化対策推進実行計画(めぐろエコ・プラン)」(第一次実行計画)を改定し、「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画(めぐろエコ・プランⅡ)」(第二次実行計画)を策定 計画期間:2014(平成26)年4月から2019(平成31)年3月までの5年計画

	3月	「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」(第一次計画)を改定し、「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」(第二次計画)を策定 計画期間:2014(平成26)年4月から2021(令和3)年3月までの7年計画
2017(平成29)年	3月	「目黒区環境基本計画*」改定
2019(平成31)年	3月	「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画(めぐろエコ・プランⅡ)」(第二次実行計画)を改定し、「目黒区地球温暖化対策推進第三次実行計画(めぐろエコ・プランⅢ)」(第三次実行計画)を策定 計画期間:2019(平成31)年4月から2030(令和12)年3月までの12年計画(見直し 2023(令和5)年度)
2022(令和4)年	2月	2050年ゼロカーボンシティの実現の表明
2023(令和5)年	3月	「目黒区環境基本計画*」改定(「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」を「目黒区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に名称変更のうえ「目黒区環境基本計画*」に内包化。)

コラム

～環境基本計画のロードマップについて～

2023(令和5)年3月に改定した「目黒区環境基本計画」では、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、2030(令和12)年度における削減目標の達成に向けたロードマップを作成しております。区も地域の一事業者として、率先的に取組を推進していくことを掲げております。

取組	～2030(令和12)年度 ゼロカーボンシティの実現に向けて特に加速させる取組	～2050年度
家庭の省エネルギー・脱炭素の取組促進	約6,000t-CO <sub>2</sub> 削減 ・省エネルギー型ライフスタイルの普及啓発 ・省エネルギー型設備機器等の普及啓発・導入支援	・脱炭素型ライフスタイルの定着
事業者の省エネルギー・脱炭素の取組促進	約3,000t-CO <sub>2</sub> 削減 ・省エネルギー型ワークスタイルの普及啓発 ・省エネルギー型設備機器等の普及啓発・導入支援 ・環境配慮に取り組む事業者への支援	・脱炭素型ビジネススタイルの定着
積極的な再生可能エネルギーの活用	約15,000t-CO <sub>2</sub> 削減 ・太陽光発電、蓄電システムなどの再生可能エネルギー設備の普及啓発・導入支援 ・再生可能エネルギー電力の普及啓発	・再生可能エネルギーの利用の定着 ・カーボン・オフセットの活用推進
建物の省エネルギー化・脱炭素化の促進	約14,000t-CO <sub>2</sub> 削減 ・新築建築物のZEH・ZEBの普及促進 ・既存建築物の省エネルギー化の支援・普及啓発 ・街区単位でのZEH・ZEBの普及促進	・ZEH・ZEBの定着
移動の脱炭素化の推進	約5,000t-CO <sub>2</sub> 削減 ・ZEV(ゼロ・エミッション・ビークル)、V2H(ビークル・トゥ・ホーム)の普及啓発 ・区有施設へのEV(電気自動車)充電設備等の設置推進・区内への設置促進に向けた普及啓発	・ゼロカーボン・ドライブの定着
ごみの削減	約8,000t-CO <sub>2</sub> 削減 ・マイバッグ利用・簡易包装の推進 ・焼却プラスチックごみ削減に向けた普及啓発	・3R(リデュース・リユース・リサイクル)の定着

出典:目黒区環境基本計画

## 1-2 国等の動向

### (1) 世界

2015(平成27)年12月に採択された、気候変動抑制に関する国際的枠組みである「パリ協定\*」では、「世界全体の平均気温\*の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロ\*(人為的な温室効果ガス排出量\*と吸収量を均衡させること)にすること」などを決定しました。

2018(平成30)年の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)\*の1.5℃特別報告書\*において、気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、世界全体の人為起源二酸化炭素の排出量を2050年前後に正味ゼロ\*に抑える必要があると公表されたことから、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロ\*に向けた国際的な動きが加速し、2021(令和3)年10月、11月に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)\*では、2℃目標からより高い目標の1.5℃目標を目指すこと、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ばには実質ゼロ\*にすることなどが合意されました。

### (2) 国

2020(令和2)年10月に、首相の所信表明演説の中で、『我が国は、2050年までに、温室効果ガス\*の排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル\*、脱炭素社会\*の実現を目指す』ことが宣言されました。この宣言に基づき、2021(令和3)年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律\*」が「脱炭素社会\*の実現」に向けて改正され、2021(令和3)年10月に「2030(令和12)年度に温室効果ガスを46%削減(2013(平成25)年度比)」を目標とした「地球温暖化対策計画」が改定されています。そのうち政府や地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門\*」については、2013(平成25)年度比で51%削減という高い目標が掲げられています。

さらに、2023(令和5)年4月には、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律\*(以下「省エネ法」という。)の改正により、国内のすべての事業者における「非化石エネルギーへの転換」や「電気の需要の最適化」を推進しています。

### (3) 都

東京都では、2019(令和元)年5月、世界の大都市の責務として、平均気温\*の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年に二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出実質ゼロ\*に貢献する「ゼロエミッション東京\*」を実現することを宣言し、その実現に向けた脱炭素戦略として、「ゼロエミッション東京戦略\*」が2019(令和元)年に策定されました。

2021(令和3)年1月に、東京都は2030(令和12)年までに温室効果ガスを50%削減する「カーボンハーフ\*」を表明し、2021(令和3)年3月には、温室効果ガス削減目標を引き上げ、政策強化などを盛り込んだ見直し計画として、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report\*」が策定されています。



## 第2章 第三次計画の削減の実績について

### 2-1 計画の概要

#### (1) 概要

国の計画の策定や「目黒区環境基本計画\*」の改定等を踏まえ、「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画」(めぐろエコ・プランⅡ)を改定し、2019(平成31)年3月に「目黒区地球温暖化対策推進第三次実行計画」(めぐろエコ・プランⅢ)を策定しました。

#### (2) 目標

##### ① 温室効果ガス総排出量

2013(平成25)年度を基準とし、計画最終年度2030(令和12)年度において、0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh\*または、それ以下の排出係数\*を有する電気を調達するものとして40%削減を目安とします。

2013(平成25)年度を基準とし、区が計画の見直しを行う2023(令和5)年度において、0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh\*または、それ以下の排出係数\*を有する電気を調達するものとして10%(毎年度2%)削減を目安とします。

##### ② エネルギー使用量

2013(平成25)年度を基準とし、区が計画の見直しを行う2023(令和5)年度において、10%(毎年度2%)削減を目安とします。

##### ③ 用紙の購入量(使用量)とごみの排出量

前年度以下に減らすものとします。なお、用紙の購入量(使用量)は用紙の購入量と外注印刷物の総量、ごみの排出量は燃やすごみ・燃やさないごみ・資源の総排出量で管理します。

#### (3) 位置づけ

温対法第21条第1項に規定されている「地方公共団体実行計画(事務事業編)\*」であり、低炭素社会\*実現に向けた区の率先行動計画です。

#### (4) 計画期間

2019(平成31)年度から2030(令和12)年度までとし、2023(令和5)年度において中間見直しを行います。

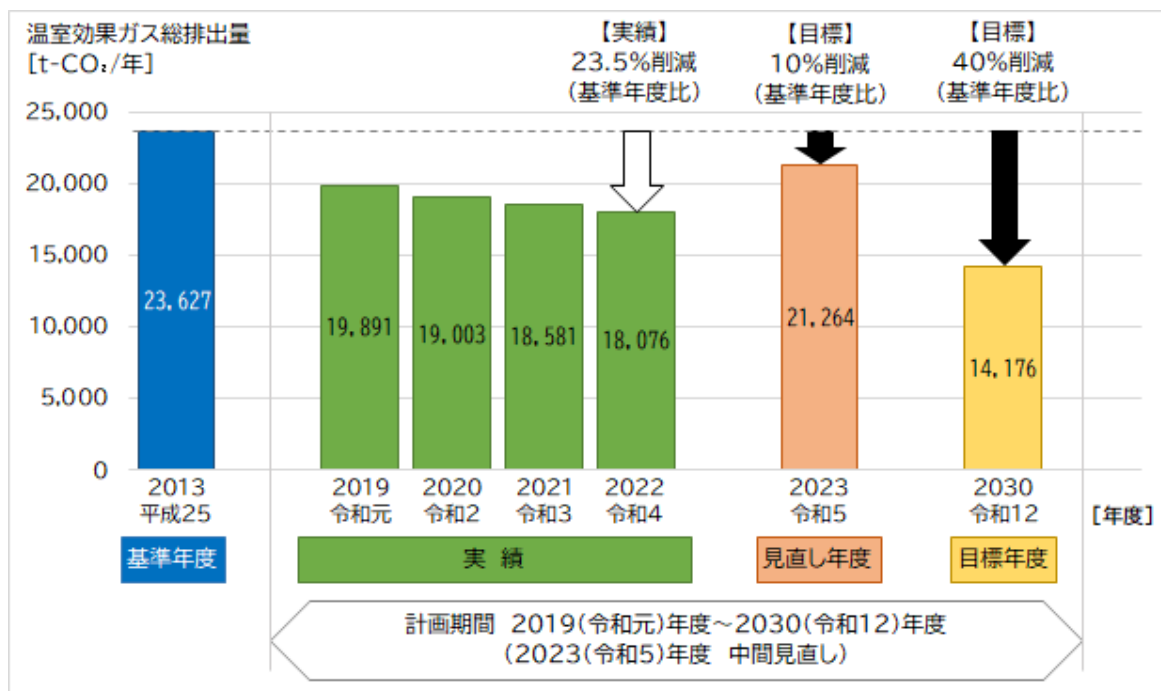
#### (5) 対象範囲

総合庁舎、庁外施設等を含めた区有施設のすべてを対象(指定管理者等外部への委託施設を含む。)とします。ただし、区営住宅など個別の利用者が光熱水費を負担している施設は除きます。

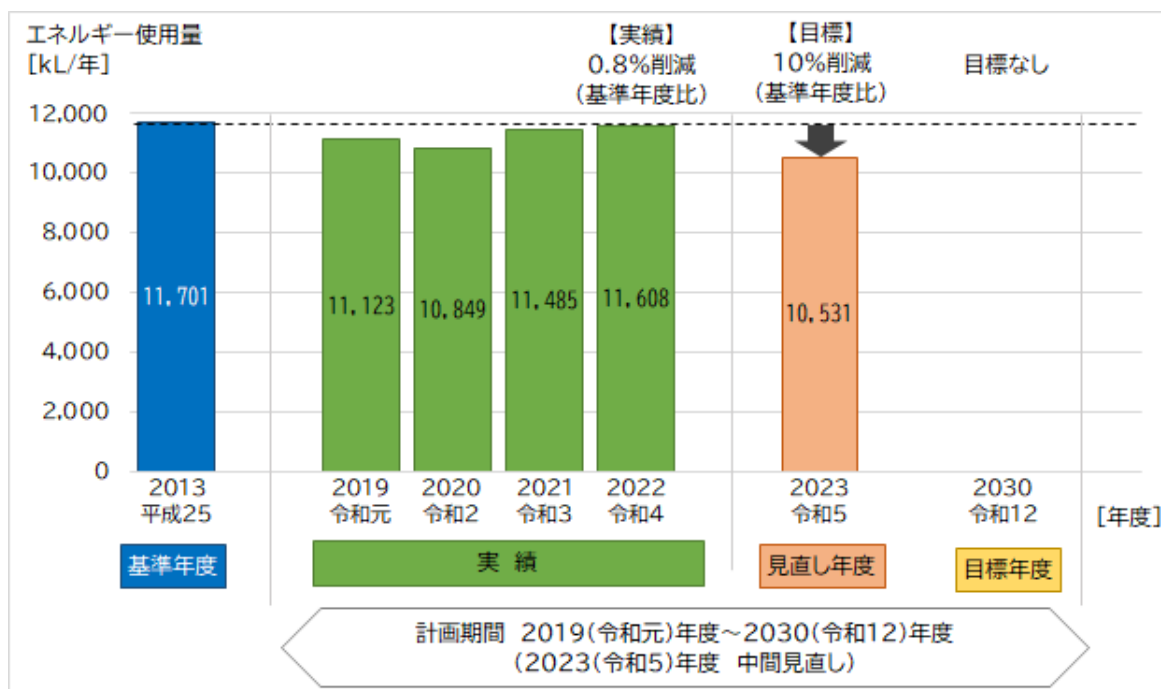
2-2 温室効果ガス等の削減状況

第三次計画における、2022(令和4)年度の温室効果ガス(二酸化炭素換算\*)総排出量は、基準年度である2013(平成25)年度の値と比較して、23.5%の削減となりました。また、エネルギー(原油換算\*)使用量については、基準年度と比較して、0.8%の削減となりました。

【温室効果ガス(二酸化炭素換算\*)総排出量】



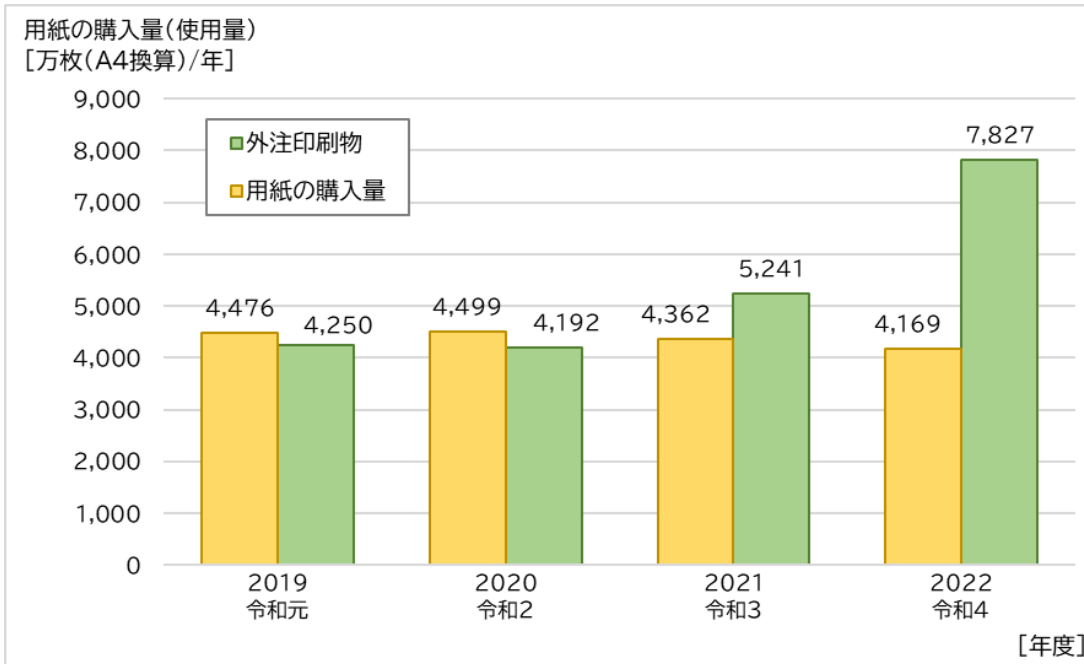
【エネルギー(原油換算\*)使用量】



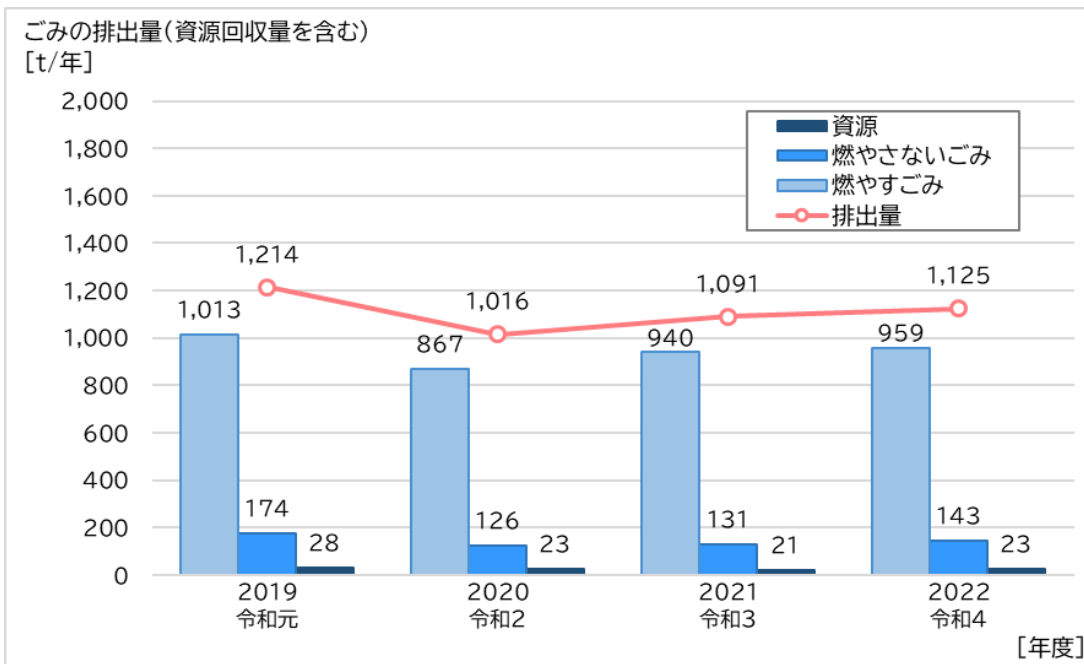
### 2-3 省資源の状況

第三次計画における、2022(令和4)年度の使用量の購入量(使用量)は2021(令和3)年度の値と比較して、用紙の購入量は4.4%の削減となった一方で、外注印刷物は49.3%の増加となりました。また、ごみの排出量は、2021(令和3)年度の値と比較して、3.1%の増加となりました。

#### 【用紙の購入量(使用量)】



#### 【ごみの排出量(資源回収量を含む)】



## 第3章 第三次計画(中間見直し)の概要

### 3-1 取組事項

全ての区有施設を対象として、次の取組を進めます。

- (1)ゼロカーボンシティ\*実現に向けた、主たる温室効果ガス\*(二酸化炭素)の削減
- (2)循環型社会\*実現に向けた、ごみの減量・リサイクル等環境負荷の低減

【対象となる温室効果ガス\*(温対法第2条第3項に掲載されているもの)】

	ガス種別	地球温暖化係数※1	主な排出源	
1	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> ) ※2	1	石油や天然ガス等の化石燃料*の燃焼など	対象
2	メタン(CH <sub>4</sub> ) ※2	25	自動車の走行など	
3	一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O) ※2	298	自動車の走行など	
4	ハイドロフルオロカーボン(HFC)のうち政令で定めるもの※3	1,430 など	カーエアコンの使用・廃棄など	対象外
5	パーフルオロカーボン(PFC)のうち政令で定めるもの※3	7,390 など	半導体の製造過程など	
6	六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> ) ※3	22,800	区有施設の変電設備の使用・点検など	
7	三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> ) ※3	17,200	半導体の製造過程など	

※1 地球温暖化係数とは、二酸化炭素を1(基準)とし、温室効果ガス\*それぞれの温室効果の程度を示した値のことです。例えば、一酸化二窒素は、1単位あたり二酸化炭素の298倍の温室効果を持っていることを表します。

※2 区の事業活動において、総排出量の99%以上を占める二酸化炭素を実行計画の主たる管理対象とし、自動車の走行などから算出したメタンや一酸化二窒素などは二酸化炭素に換算します。

※3 5と7のガスは区有施設からの排出はなく、4と6のガスは活動実績の把握が困難なため対象外とし、排出の実態が把握された時に随時算定するものとします。

### 3-2 進行管理

この計画は、PDCAサイクルによるマネジメントシステムを活用します。

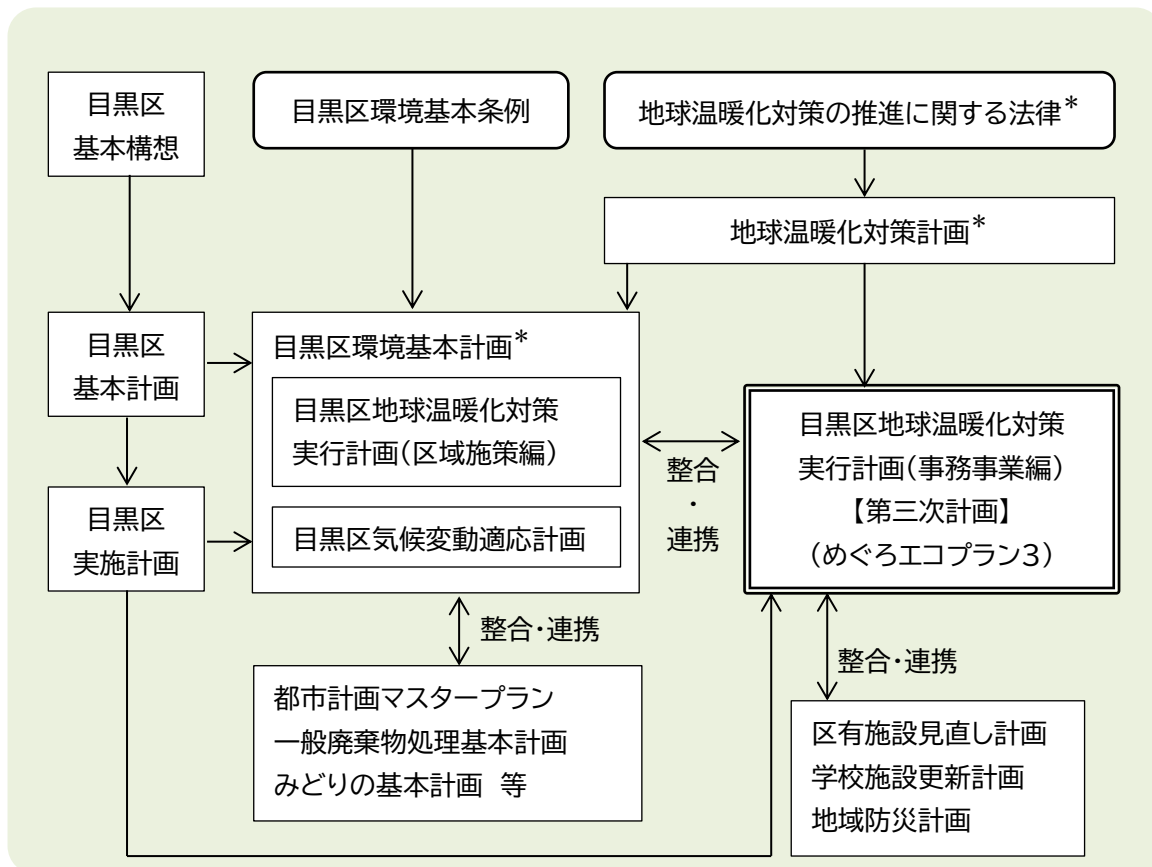
Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)

また、区有施設見直しの取組や計画修繕も踏まえて、毎年度、進行管理を行います。



### 3-3 位置づけ

この計画は、「温対法」第21条第1項に規定されている「地方公共団体実行計画（事務事業編）\*」であり、ゼロカーボンシティ\*実現に向けた区の率先行動計画です。



### 3-4 計画期間

2019(平成31)年度から2030(令和12)年度までの12年間とします。また、基準年度は、国の計画に準じ、2013(平成25)年度とします。

計 画 期 間:2019(平成31)年度から2030(令和12)年度まで  
 基 準 年 度:2013(平成25)年度

### 3-5 計画対象範囲

原則として、区が所有または管理し、業務に使用する全ての施設・設備(指定管理者等外部への委託施設を含む。)を対象とします。

ただし、区営住宅など区以外の者が光熱水費を負担する施設・設備や指定管理者等の区以外の者が所有し燃料費を負担する車両は除きます。

## 第4章 第三次計画(中間見直し)の取組内容

### 4-1 目標

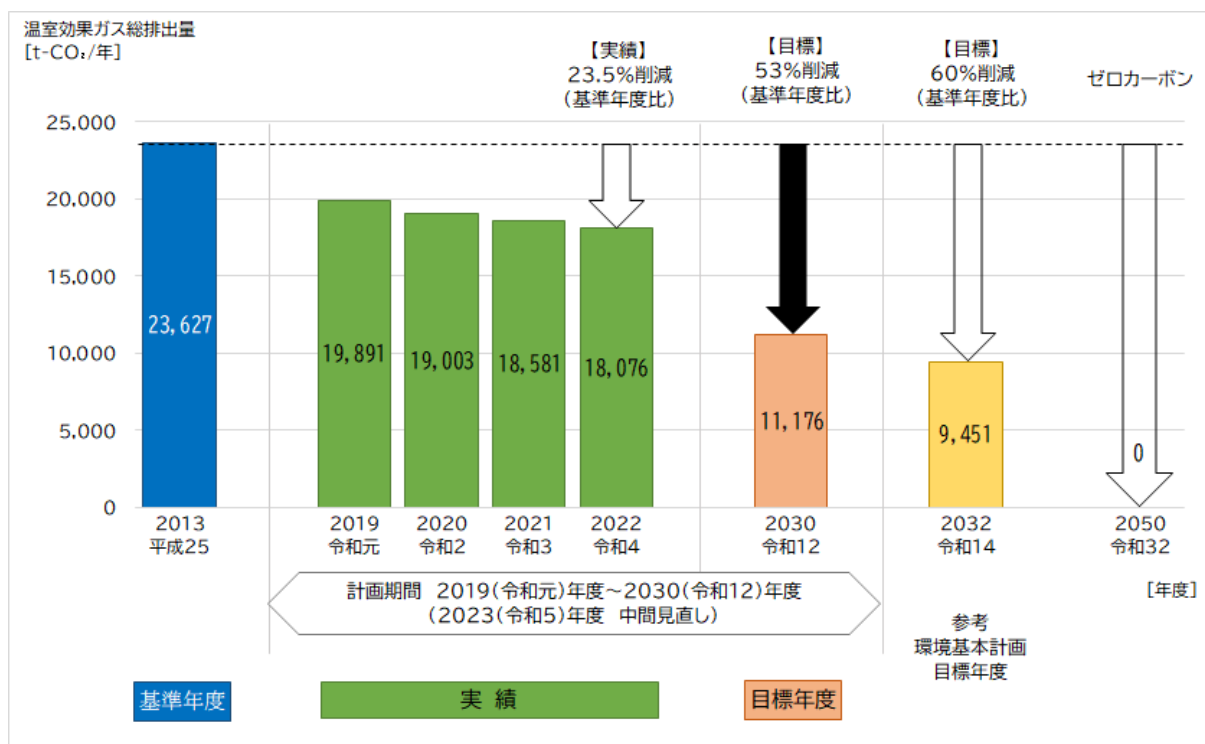
第三次計画では、温室効果ガス総排出量で管理することとし、毎年度公表される電気事業者ごとの最新の基礎排出係数\*及び調整後排出係数\*を用いて各々算出します。

さらに、温室効果ガス総排出量の削減の実効性を高めるために、エネルギー消費原単位\*の削減、ZEB\*等の推進、非化石燃料由来電力\*への切り替え、ZEV\*の導入に関する目標を設定します。

また、省資源化取組目標についても設定し、削減に取り組んでいきます。

#### (1) 温室効果ガス総排出量の削減数値目標

2013(平成25)年度を基準とし、計画最終年度2030(令和12)年度において、温室効果ガス総排出量を53%削減することを目標とする。



#### 目標値の53%について

目黒区環境基本計画\*では、2050年において排出量ゼロとするための目標として、区の事務事業における温室効果ガス排出量\*を、2013年度を基準として2032年度において60%削減とすることを目標としています。

この目標を達成するために、2030年度において達成しなければならない水準として、53%削減との目標を設定しました。

(2)エネルギー消費原単位\*削減数値目標

2022(令和4)年度を基準とし、計画最終年度2030(令和12)年度において、エネルギー消費原単位\*について8%削減を目標とする。

(3)区有施設の新築・改築・改修時における省エネルギー化・ZEB化に向けた取組目標

① 新築・改築における取組

設計段階において、再生可能エネルギー設備の設置や、省エネルギー対策により、ZEB化を進める。

② 設備の新設・更新における取組

省エネ法に基づく国の判断基準に定められた事項について措置を講ずることにより、省エネルギー化を進める。

(4)非化石燃料由来電力\*の導入数値目標

計画最終年度2030(令和12)年度において、区有施設が使用する電力の9割を非化石燃料由来電力\*とする。

(5)庁用車の脱炭素化に向けた取組目標

庁用車の脱炭素化については、特殊車両など代替が困難な車両を除くすべての車両を対象に、真に必要な台数を精査し、最適化を図ったうえでZEV\*への切り替えを行う。

(6)DX推進による事務事業の省資源化取組目標

DX・業務効率化の取組状況について、チェックリストによる点検を実施する。

## 《温室効果ガス排出量\*削減目標設定の考え方》

### ① 法令の規定

区の地球温暖化対策推進計画は、温対法第21条第1項に規定されている「地方公共団体実行計画(事務事業編)\*」として、区市町村等に策定と公表が義務付けられている計画です。また、同項には「国の計画に即して区市町村等の計画を策定するものとする」と規定されています。

参考1:地球温暖化対策の推進に関する法律\*(平成10年法律第117号)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画\*に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス\*の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。))を策定するものとする。

参考2:国の計画(87ページ)

地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電\*の最大限の導入、建築物における率先したZEB\*の実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー\*電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。

### ② 地方公共団体実行計画(事務事業編)\*における目標設定の考え方

#### (ア) 区の事務事業に求められている国の目標値

国の計画では、目標として2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で温室効果ガス46%削減(そのうち政府や地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門\*」は51%削減)が掲げられております。

参考3:国の計画(19ページ)

エネルギー起源二酸化炭素のうち、業務その他部門\*は51%削減となる。

参考4:地方公共団体実行計画(事務事業編)\*策定・実施マニュアル(本編)(令和5年3月 環境省)(94ページ)

地球温暖化対策計画\*において、地方公共団体実行計画(事務事業編)\*に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされていることを踏まえて2030年度の削減目標について、原則として政府実行計画の目標(2013年度比50%削減)を踏まえた野心的な目標を定めることが望ましいです。

参考5:目黒区環境基本計画\*(令和5年3月 目黒区)(71ページ)

区の業務により発生する温室効果ガス排出量\*を、2013(平成25)年度を基準とし、2032(令和14)年度までに60%の削減を目指します。さらに、こうしたゼロカーボンの推進の取組を、区内の大規模事業者である区が率先して実践し、区民や区内事業者へ普及啓発していくことにより、地球温暖化対策が地域に波及していくことを目指していきます。



## (イ) 本計画における目標設定についての考え方

2013(平成25)年度を基準とし、計画最終年度2030(令和12)年度において、 $0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh}^*$ または、それ以下の排出係数 $^*$ を有する電気を調達するものとして53%削減を目安とします。毎年度公表される電気事業者ごとの最新の基礎排出係数 $^*$ 及び調整後排出係数 $^*$ を用いて各々算出します。

## ③ 本計画における排出量の算出方法

(ア) 温室効果ガス排出量 $^*$ は、次の式で算出します。

$$\boxed{\text{各エネルギー使用量} \times \text{排出係数}^* \times \text{地球温暖化係数}}$$

このうち排出係数 $^*$ は、国から毎年度公表され、年度ごとに変動します。そのため、例えば、今年度に区が努力してエネルギー使用量を前年度より削減しても、国から公表される排出係数 $^*$ の数値が前年度より大きくなると、算出される今年度の温室効果ガス排出量 $^*$ が、逆に、前年度より増加してしまうことがあります。

(イ) 国の計画では、2030(令和12)年度に、 $0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh}^*$ またはそれ以下の排出係数 $^*$ を有する電気を調達することとされていることから、本計画においても、2030(令和12)年度の排出係数 $^*$ を $0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh}^*$ とします。

参考6:国の計画(別表1)

別表1-7 エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧

省エネ見込量及び排出削減見込量の積算時に見込んだ前提

・2030年度の全電源平均の電力排出係数 $^*$ : $0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh}^*$ (出典:2030年度におけるエネルギー需給の見通し)

## コラム

## ～排出係数について～

排出係数とは、活動量(例:電気、都市ガス、ガソリンなどの使用量)あたりの温室効果ガス排出量を指します。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)がガイドラインの中で、排出係数の標準的な値を示しておりますが、日本ではこの標準値を必ずしも使わず、日本の排出実態にあった係数を試算しております。区の事務事業において対象となる排出活動は下表のとおりです。

温室効果ガス		対象となる排出活動	排出係数
1	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	燃料の燃焼に伴う排出	燃料別に算出
		他人から供給された電気の使用に伴う排出	電気事業者別に算出
2	メタン(CH <sub>4</sub> )	家庭用機器における燃料の使用に伴う排出	燃料別に算出
		自動車の走行に伴う排出	燃料別、車種別に算出
3	一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	家庭用機器における燃料の使用に伴う排出	燃料別に算出
		自動車の走行に伴う排出	燃料別、車種別に算出

## 4-2 管理対象

### 【温室効果ガス総排出量の算定対象項目（重点管理対象）】

- 電気、ガス、水道（下水道）の使用量
- 化石燃料\*の使用量（ガソリン、LPG、軽油、灯油、重油、LPG（プロパンガス）の使用量）
- 非化石燃料由来電力\*（非化石証書\*含む）の導入量

### 【温室効果ガス総排出量の算定対象項目以外の管理対象】

- 用紙使用量削減の取組状況
- ごみの排出量、資源回収量
- 環境配慮型製品\*購入の推進
- 緑化の量（緑化面積）や緑化部分の活用
- 省エネルギー型機器\*等の導入量
- 庁用車の台数の最適化及びZEV\*の導入実績
- 再生可能エネルギー\*の導入実績
- 新築・改築におけるZEB\*の達成状況

## 4-3 取組の体系

区有施設の省エネルギー・省資源活動を推進し、本計画に定めた目標の達成を目指すために、以下の項目の内容について取組を行います。

- 1 日常業務におけるエコオフィス活動の推進
- 2 区有施設における設備の適切な運用管理によるエネルギー使用の合理化
- 3 区有施設への省エネルギー・再生可能エネルギー\*設備の導入促進
- 4 庁用車の効率的な運用及び脱炭素化の推進
- 5 温室効果ガス吸収作用の保全・創出の促進

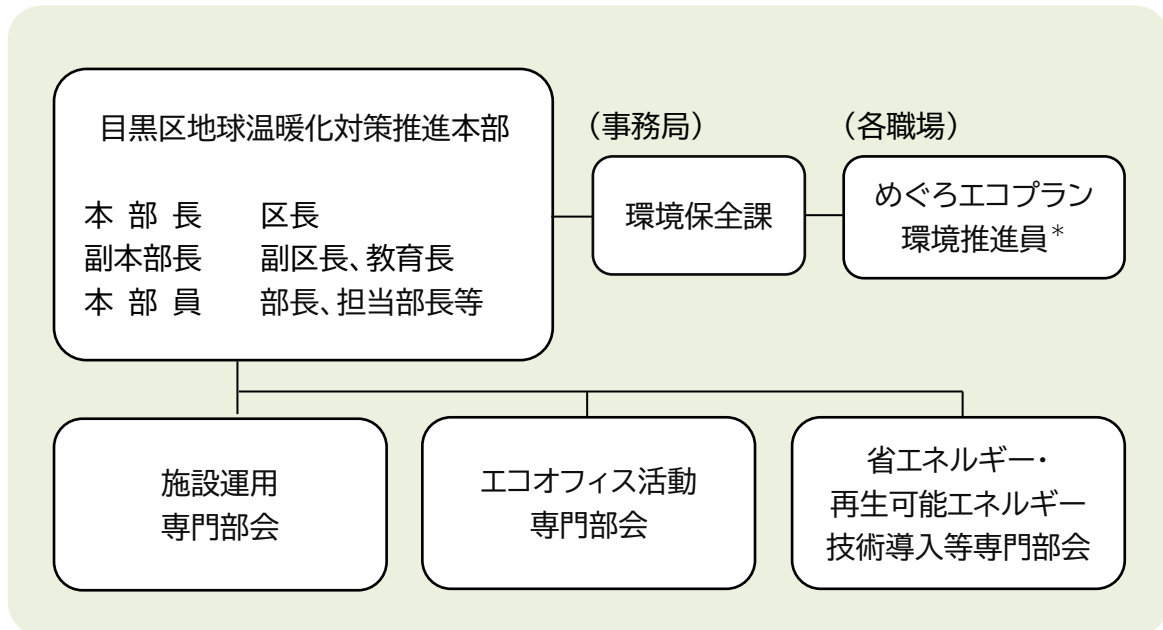
この取組体系に沿って、具体的な取組事項を示した「運用マニュアル」を整備します。また「運用マニュアル」は、実施状況や評価を踏まえ、毎年度見直しを行うこととします。

#### 4-4 推進組織

区の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため設置している、目黒区地球温暖化対策推進本部（以下、「推進本部」という。）の下部組織として、施設運用専門部会、エコオフィス活動専門部会、省エネルギー・再生可能エネルギー技術導入等専門部会の3つの専門部会を設置し、それぞれの事業特性に応じためぐろエコプランの取組を推進していきます。

さらに、各所属及び施設で、めぐろエコプラン環境推進員\*を選任し、めぐろエコプランの取組の向上を図っています。

【めぐろエコプラン推進組織体系図】



【各専門部会の部会長・副部会長構成】

名称	部会長	副部会長
施設運用専門部会	総務課長	八雲中央図書館長
エコオフィス活動専門部会	情報政策課長	地区サービス事務所長 (幹事)
省エネルギー・再生可能エネルギー技術導入等専門部会	都市計画課長	施設課長

#### 4-5 評価委員会

区民と学識経験者からなる目黒区地球温暖化対策実行計画評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置し、計画の運用状況について評価を行います。

## 4-6 環境研修等

### (1) 環境研修

職層を考慮した環境研修を計画的に実施し、職員の地球温暖化問題に対する理解を深めるとともに、さらなる省エネ・省資源活動の意識向上を推進します。

（管理職研修、係長研修、一般職員研修、委託業者・指定管理者研修等）

### (2) 情報提供

イントラネット(グループウェア)を活用し、めぐろエコプラン通信等により必要な情報提供を行います。

## 4-7 公表

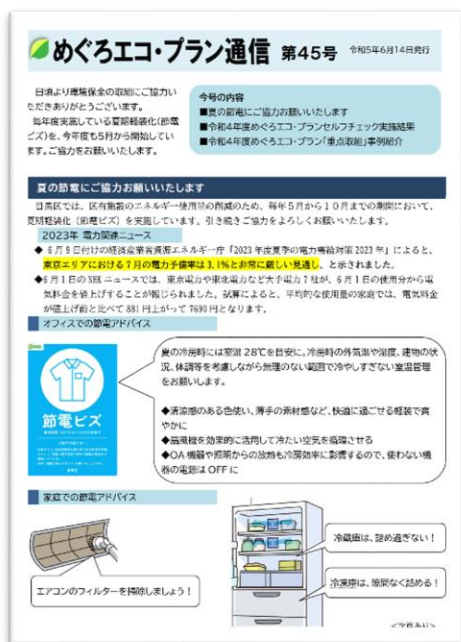
計画の運用状況と評価委員会による評価の結果を、毎年度、区報・ホームページ・環境報告書等で区民に公表します。

### コラム

#### ～職員向け環境研修及び情報提供について～

職員向け環境研修は、全ての職員を対象として毎年実施しています。研修内容も、年度ごとに見直しを行い、地球温暖化問題に関する最新動向を知ることができる内容となっています。

多忙な業務の合間にも見やすいよう、オンライン形式により15分程度で受講できる内容となっています。



【めぐろエコプラン通信】



【職員向け環境研修】

また、グループウェアにより職員に配付している「めぐろエコプラン通信」では、日々の業務における省エネルギー活動に役立てていただくための情報提供を、季節などに応じて発信しています。



資料編

## 1 温室効果ガス総排出量の推移

(1) 温室効果ガス総排出量 (単位:t-CO<sub>2</sub>-eq)

計画	年度	総排出量	前年度比	備考
第3次 実行計画	2022	18,076	-2.70%	基準年度 (2013年度) : 23,627
	2021	18,581	-2.20%	
	2020	19,003	-4.50%	
	2019	19,891	-5.02%	
第2次 実行計画	2018	20,944	-2.90%	基準年度 (2012年度) : 21,595
	2017	21,576	-1.60%	
	2016	21,926	3.70%	
	2015	21,148	-1.20%	
	2014	21,413	—※1	
第1次 実行計画 ※2	2013	19,483	1.20%	基準年度 (2005年度) : 21,566
	2012	19,248	2.00%	
	2011	18,879	-15.60%	
	2010	22,369	5.40%	
	2009	21,216	—	

※1 第2次計画期間以降は、電力に係る排出量を電力会社ごとの排出係数により算出しているため、第1次計画期間の年度との単純比較はできない。

※2 第1次計画期間は、電力に係る排出量を一律「0.386」として算出している。

(2) エネルギー種別内訳 (単位:t-CO<sub>2</sub>-eq)

年度	電気	都市ガス	水道	下水道	温水	化石燃料	その他
2022	10,518	6,832	117	267		318	23
2021	11,189	6,687	118	272		292	22
2020	12,343	6,018	108	248		266	21
2019	13,204	5,857	137	307		365	21
2018	13,934	6,174	144	324		347	22
2017	14,318	6,439	144	324		332	19
2016	14,287	6,363	146	327	470	312	21
2015	13,974	5,888	147	330	491	300	18
2014	14,118	6,038	156	353	447	283	18
2013	12,607	5,992	155	416		293	19
2012	12,383	6,034	150	408		255	18
2011	11,974	6,044	146	401		296	19
2010	14,772	6,778	154	412		232	20
2009	14,001	6,375	147	402		271	20

※化石燃料＝ガソリン、LPG、CNG、軽油、灯油、重油など

※温水＝目黒清掃工場から還元施設へ供給を受けている温水

目黒清掃工場の建替工事に伴い、2017(平成29)年度より温水供給停止

※その他＝自動車走行距離などから算出したメタンや一酸化二窒素を二酸化炭素に換算

※温室効果ガス排出量は、最新の排出係数を用いて算出

※第1次計画期間における電力排出係数は、東京都地球温暖化対策指針(2005(平成17)年4月1日)による。

※数値は区分ごとに四捨五入している。

### (3)温室効果ガスの算定方法

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{各エネルギー使用量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

#### 【二酸化炭素の排出係数(主な燃料)】

燃料	単位	排出係数	
		2013(平成25)年度 (基準年度)	2023(令和5)年度 (最新数値)
電気	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	電気事業者による	電気事業者による
都市ガス	kg-CO <sub>2</sub> /m <sub>3</sub>	2.21	2.23
ガソリン	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.322	2.32
灯油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.489	2.49
軽油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.619	2.58
A 重油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.710	2.71

## 2 エネルギー使用量(原油換算)の推移

## (1)エネルギー使用量(原油換算) (単位:KL)

計画	年度	総排出量	前年度比
第3次 実行計画	2022	11,608	1.10%
	2021	11,485	5.90%
	2020	10,849	-2.50%
	2019	11,123	-1.90%
第2次 実行計画	2018	11,343	-1.90%
	2017	11,568	-2.70%
	2016	11,883	3.20%
	2015	11,512	-1.00%
	2014	11,634	—

※第1次実行計画においてはエネルギー使用量(原油換算)の算出は行っていない

## エネルギー種別内訳 (単位:KL)

年度	電気	都市ガス	温水	化石燃料
2022	8,216	3,351		120
2021	8,094	3,280		110
2020	7,797	2,952		100
2019	8,112	2,873		138
2018	8,118	3,094		131
2017	8,216	3,227		125
2016	8,167	3,307	290	119
2015	8,035	3,060	302	115
2014	8,113	3,138	275	108

※省エネ法に基づく算定のため、水道・下水道・その他は含まない。

## (2)エネルギーの原油換算使用量の算定方法

$$\text{原油換算エネルギー使用量} = \text{各エネルギー使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{原油換算係数}$$

※ 単位発熱量は、最新年度の数値を用いて算出する。数値については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び東京ガス株式会社のデータによる。

## 【単位発熱量】

燃料	単位発熱量 <sup>※1</sup>	原油換算係数 <sup>※2</sup>
電気:東京電力(昼間電力)	9.97 GJ/千 kWh	すべて「0.0258」 KL/GJ
電気:東京電力(夜間電力)	9.28 GJ/千 kWh	
電気:その他の電力会社	9.76 GJ/千 kWh	
都市ガス	45.0 GJ/千Nm <sup>3</sup>	
ガソリン	33.4 GJ/KL	
灯油	36.5 GJ/KL	
軽油	38.0 GJ/KL	
A 重油	38.9 GJ/KL	

※1 一定の単位の燃料が完全燃焼するときが発生する熱量。

※2 異なるエネルギーを共通の尺度で比較するための係数。例えば、電気使用量(昼間買電)が10,000kWhの原油換算エネルギー使用量は、

$$(10,000/1,000) \text{ 千 kWh} \times 9.97 \text{ GJ/千 kWh} \times 0.0258 \text{ KL/GJ} = 2.57 \text{ KL}$$

となる。

## (3)参考値:エネルギー使用量(購入量)

年度	電気 (単位:千 kWh)	都市ガス (単位:千m <sup>3</sup> )	水道 (単位:千m <sup>3</sup> )	下水道 (単位:千m <sup>3</sup> )	ガソリン (単位:千 L)
2022	32,116	3,063	585	603	59
2021	31,902	2,999	590	604	48
2020	30,679	2,699	540	551	46
2019	31,893	2,627	684	683	56
2018	31,922	2,828	720	720	56
2017	32,427	2,950	721	719	47
2016	32,281	2,848	730	726	48
2015	31,714	2,636	737	733	54
2014	32,041	2,703	778	785	36
2013	32,661	2,842	816	815	48
2012	32,081	2,862	793	799	38
2011	31,021	2,867	768	785	44
2010	38,270	3,215	810	807	43
2009	36,273	3,024	773	787	42



## 3 省資源及びその他の取組

## (1) 用紙の購入量(使用量)等の推移 (単位:万枚)

計画	年度	用紙の購入量	外注印刷物	計
第3次 実行計画	2022	4,169	7,827	11,996
	2021	4,362	5,241	9,603
	2020	4,499	4,192	8,691
	2019	4,476	4,250	8,726
第2次 実行計画	2018	4,381	3,551	7,932
	2017	4,369	3,451	7,820
	2016	4,166	3,480	7,646
	2015	3,862	4,025	7,887
	2014	4,100	4,271	8,371
第1次 実行計画	2013	4,217	5,211	9,428
	2012	4,429	5,232	9,661
	2011	4,517	5,267	9,784
	2010	4,197	5,167	9,364
	2009	4,750	5,799	10,549

## (2) ごみ排出量・資源回収量の推移 (単位:t)

計画	年度	総量	内 訳		
			燃やすごみ	燃やさないごみ	資源
第3次 実行計画	2022	1,125	959	143	23
	2021	1,091	940	131	21
	2020	1,016	867	126	23
	2019	1,214	1,013	174	28
第2次 実行計画	2018	1,158	967	163	29
	2017	1,100	923	153	25
	2016	1,123	940	157	25
	2015	1,106	934	145	27
	2014	1,265	1,068	172	25
第1次 実行計画	2013	1,174	1,003	148	23
	2012	1,268	1,077	166	25
	2011	1,218	1,031	149	38
	2010	1,108	931	144	34
	2009	1,007	836	132	39

※資源回収量は、古紙回収を除く。

(3) 緑化整備の実施状況(緑地面積)(単位:m<sup>2</sup>)

計画	年度	緑地面積
第3次 実行計画	2022	17,752
	2021	1,919
	2020	298
	2019	38,965
第2次 実行計画	2018	1,564
	2017	2,106
	2016	2,074
	2015	915
	2014	3,794
第1次 実行計画	2013	1,215
	2012	4,445
	2011	1,846
	2010	11,363
	2009	1,826

※緑地面積は、既存の緑地を含んだ面積。

## (4) 低燃費車等の導入の推移(単位:台)

計画	年度	導入台数
第3次 実行計画	2022	1
	2021	1
	2020	3
	2019	1
第2次 実行計画	2018	1
	2017	1
	2016	2
	2015	3
	2014	5
第1次 実行計画	2013	3
	2012	1
	2011	1
	2010	1
	2009	2

## (5) 省エネルギー機器等の導入の推移

計画	年度	機器名称
第3次 実行計画	2022	高効率パッケージエアコン、集中管理コントローラー、 全熱交換器、節水設備器、高効率給湯器、高効率熱源機器、 LED 照明器具 等
	2021	高効率パッケージエアコン、集中管理コントローラー、 高効率熱源機器、高効率ポンプ、トッランナー変圧器、 LED 照明器具 等
	2020	高効率パッケージエアコン、集中コントローラー、 全熱交換機、節水器具、排熱回収型給湯器、LED 照明器具 等
	2019	太陽光発電設備、LED 照明器具 等
第2次 実行計画	2018	高効率パッケージエアコン、集中管理コントローラー、 全熱交換機、節水器具、排熱回収型給湯器、 高効率熱源機器、排熱投入型熱源機器、LED 照明器具 等
	2017	複層ガラス、高効率パッケージエアコン、高効率熱源機器、 排熱投入型熱源機器、全熱交換器、LED 照明器具 等
	2016	高効率パッケージエアコン、高効率全熱交換器、 集中管理コントローラー、LED 照明器具、人感センサー 等
	2015	高効率パッケージエアコン、高効率給湯器、 集中管理コントローラー、LED 照明器具、人感センサー、 スイッチ回路の細分化 等
第1次 実行計画	2014	高効率パッケージエアコン、集中管理コントローラー、 LED 照明器具、人感センサー、節水器具、日射遮蔽 等
	2013	トッランナーエアコン、全熱交換器、高効率給湯器、 節水器具、人感センサー、LED 照明器具 等
	2012	トッランナーエアコン、全熱交換器、LED 照明器具、 LED 誘導灯 等
	2011	太陽光発電、トッランナーエアコン、全熱交換器、 高効率給湯器、高輝度誘導灯 等
	2010	太陽光発電、トッランナーエアコン、全熱交換器、 高効率給湯器、高輝度誘導灯 等
	2009	太陽光発電、全熱交換器、高輝度誘導灯 等

#### 4 温室効果ガス削減ポテンシャルの推計

めぐろエコプラン3に掲げた取組を最大限に取り組んだ場合を想定し、技術的に可能な、区有施設における温室効果ガス削減量である「削減ポテンシャル」を算定した結果は以下のとおりです。

なお、推計値は2022年度の実績に対する削減ポテンシャルとなります。

項目	推計値 [t-CO <sub>2</sub> ]	推計根拠
施設の移転・廃止	216	施設アンケート調査 <sup>※1</sup> の結果を参考に、2030年度までに該当する施設がある場合は、以下の整理とした。 ① 移転 現状と同規模と仮定し増減なしとした ② 廃止 全量削減とした
施設におけるエネルギー消費量の削減	3,314	施設アンケート調査の結果を参考に、以下の整理とした。 ① 施設の改築による削減 <sup>※2</sup> 2030年度までに該当する施設は、現状から50%の削減とした。 ② 設備機器の改修・更新による削減 2030年度までに該当する施設は、環境省『温室効果ガス総排出量』削減目標設定における削減ポテンシャルの推計手法についてにて、施設用途別に整理された個別の省エネ対策の削減率より、削減効果を推計した。 ③ 設備機器の運用改善による削減 施設アンケート調査の対象施設は、環境省『温室効果ガス総排出量』削減目標設定における削減ポテンシャルの推計手法についてにて、施設用途別に整理された個別の省エネ対策の削減率より、削減効果を推計した。また、施設アンケート調査の対象外の施設は、取組状況不明のため、環境省『温室効果ガス総排出量』削減目標設定における削減ポテンシャルの推計手法についてにて、施設用途別に整理された運用改善による削減率より、削減効果を推計した。

施設における 太陽光発電 設備の導入	785	<p>以下の手法により、ポテンシャルを推計した。</p> <p>① 建物の構造や需要電力状況を考慮し対象施設を抽出した(W造・LS造・S造除外、年間使用電力量が4万未満は除外)。</p> <p>② 航空写真上にて屋根有効面積を推計し、対象施設をさらに抽出した(環境省「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール」を参考に20㎡未満は除外)。</p> <p>③ 施設アンケート調査にて、2030年度までに施設の移転、廃止、建替の予定がある施設は除外した。</p> <p>④ 需要電力状況から想定される設備容量と屋根有効面積から想定される設備容量のうち、いずれか小さい方を対象施設における設備容量のポテンシャルとした。</p> <p>⑤ 資源エネルギー庁「－2023年度版－省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書(特定事業者等)記入要領」を参考に、以下の算定式にて年間発電量が得られると想定した。 算定式：年間発電量(kWh) = (太陽光発電設備の定格出力×365日×24時間)×13.8%</p> <p>⑥ 年間発電量×自家消費率(=対象施設の年間稼働日数/365日)にて、自家消費量を推計した。</p>
施設における 非化石燃料 由来電力の 導入	2,646	資源エネルギー庁「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」を参考に、2030年度時点で全電源平均0.25[kg-CO <sub>2</sub> /kWh]に低減されると想定し推計(既の下回る排出係数となっている小売電気事業者については横ばいとした)。
計	6,961	

※1 令和5年7月26日付け目環環第1070号「目黒区地球温暖化対策推進第三次実行計画(めぐろエコ・プランⅢ)の中間見直しに伴う調査について(依頼)」により、区有施設を所管する所属あてに実施した調査。

※2 建替により新築となる施設の場合は、延べ床面積の増加に応じてエネルギー使用量の増加を算定することが必要です。今後のポテンシャル算定においては、改築後の延べ床面積が明らかになった施設については、延べ床面積に応じた算定量を加算いたします。



管理対象区有施設一覧

管理所管別施設一覧

2023(令和5)年度基準時管理対象区有施設 (2024(令和6)年3月31日現在)

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課
部	課			
総務部	総務課	総合庁舎	目黒区総合庁舎	総務課
			東部地区サービス事務所	東部地区サービス事務所
			東部包括支援センター	福祉総合課
			都税事務所	総務課
	人権政策課	中目黒スクエア	男女平等・共同参画センター	人権政策課
			中目黒住区センター	東部地区サービス事務所
			中目黒住区センター児童館	子育て支援課
			中目黒住区センター児童館学童保育クラブ	子育て支援課
			青少年プラザ	生涯学習課
危機管理部	防災課	防災センター	目黒区防災センター (固定系無線等(全箇所)を含む)	防災課
			道路公園サービス事務所	道路公園課
			中央地区備蓄倉庫	防災課
		中目黒公園備蓄倉庫	中目黒公園防災備蓄倉庫	防災課
		目黒区防災備蓄倉庫	目黒土木事務所と区民キャンパス内	防災課
		三田二丁目防災器具置場	東部地区三田二丁目備蓄倉庫	防災課
		五本木2丁目備蓄倉庫	五本木二丁目防災備蓄倉庫	防災課
		東山公園備蓄倉庫	東山公園防災備蓄倉庫	防災課
		下目黒3丁目防災備蓄倉庫	目黒不動防災ひろば	防災課
		北部地区大坂橋下備蓄倉庫	北部地区大坂橋下備蓄倉庫	防災課
区民生活部	産業経済・消費生活課	区民センター	中小企業センター	産業経済・消費生活課
			勤労福祉会館	産業経済・消費生活課
			消費生活センター	産業経済・消費生活課
			目黒区民センター体育館	スポーツ振興課
			目黒区民センター児童館	子育て支援課
			区民センター児童館学童保育クラブ	子育て支援課
			目黒区民センター図書館	八雲中央図書館
			目黒区民センター社会教育館	生涯学習課
			目黒区美術館	産業経済・消費生活課
	スポーツ振興課	中央体育館	中央体育館	スポーツ振興課
			宮前公園庭球場	スポーツ振興課
			砧球技場管理事務所	スポーツ振興課
			駒場体育館	スポーツ振興課
			碑文谷体育館	スポーツ振興課
			中央地区碑文谷体育館備蓄倉庫	防災課

2023(令和5)年度基準時管理対象区有施設 (2024(令和6)年3月31日現在)

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課	
部	課				
区民生活部	北部地区サービス事務所	北部地区サービス事務所	北部地区サービス事務所	北部地区サービス事務所	
			北部包括支援センター	福祉総合課	
			防災高所カメラ機械室	防災課	
			大橋図書館	八雲中央図書館	
		駒場住区センター	駒場住区センター	北部地区サービス事務所	
			駒場住区センター防災器具置場	防災課	
		菅刈住区センター	菅刈住区センター	北部地区サービス事務所	
			菅刈住区センター防災器具置場	防災課	
			菅刈老人いこいの家	高齢福祉課	
			菅刈学童保育クラブ	子育て支援課	
		烏森住区センター	烏森住区センター	北部地区サービス事務所	
			烏森住区センター防災器具置場	防災課	
			烏森老人いこいの家	高齢福祉課	
			烏森住区センター児童館	子育て支援課	
		東部地区サービス事務所	下目黒住区センター	下目黒住区センター	東部地区サービス事務所
				下目黒住区センター防災器具置場	防災課
	下目黒老人いこいの家			高齢福祉課	
	不動住区センター		不動住区センター	東部地区サービス事務所	
			不動住区センター防災器具置場	防災課	
			不動老人いこいの家	高齢福祉課	
	田道住区センター三田分室		田道住区センター三田分室	東部地区サービス事務所	
			田道住区三田分室防災器具置場	防災課	
			田道住区三田分室老人いこいの家	高齢福祉課	
			三田学童保育クラブ	子育て支援課	
	中央地区サービス事務所		中央地区サービス事務所	中央地区サービス事務所	中央地区サービス事務所
				中央包括支援センター	福祉総合課
		上目黒住区センター	上目黒住区センター	中央地区サービス事務所	
			上目黒住区センター防災器具置場	防災課	
			上目黒住区センター児童館	子育て支援課	
			上目黒住区センター児童館学童保育クラブ	子育て支援課	
		油面住区センター	油面住区センター	中央地区サービス事務所	
			油面住区センター防災器具置場	防災課	
			油面住区センター児童館学童保育クラブ	子育て支援課	
			油面住区センター児童館	子育て支援課	
		五本木住区センター (次頁へ)	五本木住区センター	中央地区サービス事務所	
			五本木住区センター児童館	子育て支援課	

2023(令和5)年度基準時管理対象区有施設 (2024(令和6)年3月31日現在)

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課	
部	課				
区民生活部	中央地区サービス事務所	五本木住区センター (続き)	五本木住区センター児童館学童保育クラブ	子育て支援課	
		鷹番住区センター	鷹番住区センター	中央地区サービス事務所	
			鷹番住区センター防災器具置場	防災課	
			鷹番老人いこいの家	高齢福祉課	
	南部地区サービス事務所	月光原住区センター	月光原住区センター	南部地区サービス事務所	
			月光原老人いこいの家	高齢福祉課	
		向原住区センター	向原住区センター	南部地区サービス事務所	
			向原住区センター防災器具置場	防災課	
			向原老人いこいの家	高齢福祉課	
			向原住区センター児童館	子育て支援課	
		向原住区センター児童館学童保育クラブ	向原住区センター児童館学童保育クラブ	子育て支援課	
			碑住区センター	碑住区センター	南部地区サービス事務所
				碑住区センター児童館	子育て支援課
				碑住区センター学童保育クラブ	子育て支援課
		碑老人いこいの家		高齢福祉課	
		原町住区センター	原町住区センター	南部地区サービス事務所	
			原町住区センター防災器具置場	防災課	
			原町住区センター児童館	子育て支援課	
			原町住区センター児童館学童保育クラブ	子育て支援課	
		大岡山東住区センター	大岡山東住区センター	南部地区サービス事務所	
	大岡山東老人いこいの家		高齢福祉課		
	西部地区サービス事務所	西部地区サービス事務所	西部地区サービス事務所	西部地区サービス事務所	
			高齢者福祉住宅コーポ柿の木坂	高齢福祉課	
			西部包括支援センター	福祉総合課	
		大岡山西住区センター	大岡山西住区センター	西部地区サービス事務所	
			大岡山西住区センター防災器具置場	防災課	
		中根住区センター	中根住区センター	西部地区サービス事務所	
			中根住区センター防災器具置場	防災課	
			中根老人いこいの家	高齢福祉課	
		自由が丘住区センター	自由が丘住区センター	西部地区サービス事務所	
			自由が丘住区センター防災器具置場	防災課	
		自由が丘住区センター宮前分室	自由が丘住区センター宮前分室	西部地区サービス事務所	
			自由が丘住区センター宮前分室防災器具置場	防災課	
宮前分室老人いこいの家			高齢福祉課		
八雲住区センター(次頁へ)	八雲住区センター	西部地区サービス事務所			

2023(令和5)年度基準時管理対象区有施設 (2024(令和6)年3月31日現在)

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課		
部	課					
区民生活部	西部地区サービス事務所	八雲住区センター (続き)	八雲住区センター防災器具置場	防災課		
			八雲老人いこいの家	高齢福祉課		
			八雲住区センター児童館	子育て支援課		
			八雲住区センター児童館学童保育クラブ	子育て支援課		
		八雲住区センター中根一丁目会議室	八雲住区会議室 (別室)	西部地区サービス事務所		
			八雲住区会議室 (別室) 防災器具置場	防災課		
		東根住区センター	東根住区センター	西部地区サービス事務所		
			東根老人いこいの家	高齢福祉課		
			東根住区センター児童館	子育て支援課		
			東根住区センター児童館学童保育クラブ	子育て支援課		
			東根住区センター防災器具置場	防災課		
		健康福祉部	碑文谷保健センター	碑文谷保健センター	目黒区保健所	碑文谷保健センター
					高齡福祉課	特別養護老人ホーム東山
			(次頁へ)	高齡福祉課	特別養護老人ホーム東山	東山在宅ケア多機能センター
居宅介護支援事業所	高齢福祉課					
特別養護老人ホーム中目黒	特別養護老人ホーム中目黒					高齢福祉課
特別養護老人ホーム東が丘	特別養護老人ホーム東が丘				高齢福祉課	
	東が丘在宅ケア多機能センター				高齢福祉課	
田道ふれあい館	高齢者センター				高齢福祉課	
	田道在宅ケア多機能センター				高齢福祉課	
	田道住区センター				東部地区サービス事務所	
	東部地区田道備蓄倉庫				防災課	
コーポ目黒本町	高齢者福祉住宅コーポ目黒本町				高齢福祉課	
	目黒本町社会福祉用施設				高齢福祉課	
コーポ目黒	高齢者福祉住宅コーポ目黒				高齢福祉課	
コーポ中目黒	高齢者福祉住宅コーポ中目黒				高齢福祉課	
コーポ中町	高齢者福祉住宅コーポ中町				高齢福祉課	
コーポ清水町	高齢者福祉住宅コーポ清水町				高齢福祉課	
コーポ東根	高齢者福祉住宅分コーポ東根				高齢福祉課	
コーポ目黒本町二丁目	高齢者福祉住宅コーポ目黒本町二丁目				高齢福祉課	
駒場老人いこいの家	駒場老人いこいの家				高齢福祉課	
上二老人いこいの家	上二老人いこいの家				高齢福祉課	



2023(令和5)年度基準時管理対象区有施設 (2024(令和6)年3月31日現在)

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課	
部	課				
健康福祉部	高齢福祉課 (続き)	田道老人いこいの家	田道老人いこいの家	高齢福祉課	
		上目黒老人いこいの家	上目黒老人いこいの家	高齢福祉課	
		中町老人いこいの家	中町老人いこいの家	高齢福祉課	
		五本木老人いこいの家	五本木老人いこいの家	高齢福祉課	
		原町老人いこいの家	原町老人いこいの家	高齢福祉課	
		平町老人いこいの家	平町老人いこいの家	高齢福祉課	
		平町老人いこいの家	大岡山学童保育クラブ	子育て支援課	
		自由が丘老人いこいの家	自由が丘老人いこいの家	高齢福祉課	
	障害施策推進課	下目黒福祉工房	下目黒福祉工房	障害施策推進課	
		目黒本町福祉工房	目黒本町福祉工房	障害施策推進課	
		かみよん工房	かみよん工房	障害施策推進課	
		大橋えのき園	大橋えのき園	障害施策推進課	
		東が丘障害福祉施設	東が丘障害福祉施設	障害施策推進課	
		グリーンカフェ西郷山	グリーンカフェ西郷山	障害施策推進課	
		スマイルプラザ中央町	中央町二丁目社会福祉用施設	障害施策推進課	
			中央町児童館	子育て支援課	
	障害者支援課	すすすくのびのび園	すすすくのびのび園	障害者支援課	
			すすすくのびのび園	障害者支援課	
	子育て支援部	子育て支援課	駒場児童館	駒場児童館	子育て支援課
			鷹番学童保育クラブ	五本木住区センター児童館鷹番分室	子育て支援課
不動児童館			不動児童館	子育て支援課	
			不動児童館施設内小規模保育所	保育課	
烏森住区センター児童館学童保育クラブ			烏森住区センター児童館学童保育クラブ	子育て支援課	
平町児童館			平町児童館学童保育クラブ	子育て支援課	
烏森住区センター児童館第二学童保育クラブ			烏森住区センター児童館上目黒分室	子育て支援課	
子ども家庭支援センター		みどりハイム	母子生活支援施設みどりハイム	子ども家庭支援センター	
保育課		駒場保育園	駒場保育園	保育課	
			菅刈保育園	菅刈保育園	保育課
		第二上目黒保育園	北部地区備蓄倉庫	防災課	
			第二上目黒保育園	保育課	
		田道保育園	田道保育園	保育課	
			生活寮のぞみ寮	障害施策推進課	
			東部地区下目黒備蓄倉庫	防災課	
	不動保育園	不動保育園	保育課		
中町保育園	中町保育園	保育課			

(次頁へ)

2023(令和5)年度基準時管理対象区有施設 (2024(令和6)年3月31日現在)

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課	
部	課				
子育て支援部	保育課(続き)	祐天寺保育園	祐天寺保育園	保育課	
		中央町保育園	中央町保育園	保育課	
		原町保育園	原町保育園	保育課	
		南保育園	南保育園	保育課	
		ひもんや保育園	ひもんや保育園	保育課	
		第三ひもんや保育園	第三ひもんや保育園	保育課	
		鷹番保育園	鷹番保育園	保育課	
		大岡山保育園	大岡山保育園	保育課	
		八雲保育園	八雲保育園	保育課	
都市整備部	都市整備課	三田フレンズ	三田フレンズ	都市整備課	
			レクリエーションホール・音楽室	東部地区サービス事務所	
			三田フレンズ防災備蓄倉庫	防災課	
			三田フレンズ内保育施設	保育課	
			三田地区駐車場	都市整備課	
			三田地区まちづくり活動室	都市整備課	
			三田防災街づくり会館	目黒区三田防災街づくり会館	都市整備課
	土木管理課	自転車集積所3か所	詳細一覧のとおり	土木管理課	
		駐輪場18か所		土木管理課	
	道路公園課	中目黒資材置き場	中目黒資材置き場	道路公園課	
		道路公園サービス事務所資機材倉庫	道路公園サービス事務所資機材倉庫	道路公園課	
		目黒川水質浄化対策施設	目黒川水質浄化対策施設	道路公園課	
		水防倉庫	水防倉庫	道路公園課	
		公園66か所	詳細一覧のとおり	道路公園課	
		児童遊園48か所		道路公園課	
		ふれあい広場8か所		道路公園課	
		遊び場等8か所		道路公園課	
		区民農園2か所		道路公園課	
		緑道11か所		道路公園課	
		公衆便所19か所		道路公園課	
		駅前広場等4か所		道路公園課	
		環境清掃部	環境保全課	学芸大学西口指定喫煙所	学芸大学駅西口指定喫煙所
	清掃事務所		粗大中継所	目黒区粗大中継所	清掃事務所
清掃事業所			目黒区清掃事業所	清掃事務所	
清掃事務所			目黒区清掃事務所	清掃事務所	
教育委員会	学校運営課	八雲小学校	八雲小学校	学校運営課	
			八雲小学校内学童保育クラブ	子育て支援課	
		菅刈小学校(次頁へ)	菅刈小学校	学校運営課	

2023(令和5)年度基準時管理対象区有施設 (2024(令和6)年3月31日現在)

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課
部	課			
教育委員会	学校運営課	菅刈小学校 (続き)	菅刈小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
		下目黒小学校	下目黒小学校	学校運営課
			下目黒小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
		碑小学校	碑小学校	学校運営課
			碑小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
			碑小学校屋内プール	スポーツ振興課
			南部包括支援センター	福祉総合課
			南部地区サービス事務所	南部地区サービス事務所
		中目黒小学校	中目黒小学校	学校運営課
			中目黒小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
		油面小学校	油面小学校	学校運営課
			油面小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
		大岡山小学校	大岡山小学校	学校運営課
		烏森小学校	烏森小学校	学校運営課
		向原小学校	向原小学校	学校運営課
			向原小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
		五本木小学校	五本木小学校	学校運営課
			五本木小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
			五本木小学校屋内プール	スポーツ振興課
		鷹番小学校	鷹番小学校	学校運営課
			鷹番小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
		田道小学校	田道小学校	学校運営課
			田道小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
		月光原小学校	月光原小学校	学校運営課
			月光原小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
			げっこうはらこども園	学校運営課
		駒場小学校	駒場小学校	学校運営課
			駒場小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
		緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘小学校	学校運営課
			緑ヶ丘小学校屋内プール	スポーツ振興課
		原町小学校	原町小学校	学校運営課
			原町小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
		不動小学校	不動小学校	学校運営課
			不動児童館学童保育クラブ	子育て支援課
		上目黒小学校	上目黒小学校	学校運営課
			アスク上目黒保育園	保育課
			上目黒小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
		東根小学校 (次頁へ)	東根小学校	学校運営課

2023(令和5)年度基準時管理対象区有施設 (2024(令和6)年3月31日現在)

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課
部	課			
教育委員会	学校運営課	東根小学校(続き)	東根学童保育クラブ	子育て支援課
		中根小学校	中根小学校	学校運営課
			中根小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
		宮前小学校	宮前小学校	学校運営課
			宮前小学校内学童保育クラブ	子育て支援課
			西部地区備蓄倉庫	防災課
		東山小学校	東山小学校	学校運営課
			東山住区センター	北部地区サービス事務所
			東山老人いこいの家	高齢福祉課
			東山小学校内発達障害支援拠点施設	障害者支援課
			東山小学校内防災備蓄倉庫	防災課
		第一中学校	第一中学校	学校運営課
		第七中学校	第七中学校	学校運営課
		第八中学校	第八中学校	学校運営課
		第九中学校	第九中学校	学校運営課
		第十中学校	第十中学校	学校運営課
		第十一中学校	第十一中学校	学校運営課
		東山中学校	東山中学校	学校運営課
		目黒中央中学校	目黒中央中学校	学校運営課
		大島中学校	大島中学校	学校運営課
	八ヶ岳林間学園	八ヶ岳林間学園	学校運営課	
	興津自然学園	興津自然学園	学校運営課	
	教育指導課	めぐろ学校サポートセンター	めぐろ学校サポートセンター	教育指導課
			めぐろ歴史資料館	生涯学習課
	生涯学習課	東山地区センター	東山地区センター	生涯学習課
			ひがしやま幼稚園	学校運営課
			東山社会教育館	生涯学習課
			東山児童館	子育て支援課
			東山児童館学童保育クラブ	子育て支援課
			東山児童館第二学童保育クラブ	子育て支援課
			東山児童館第三学童保育クラブ	子育て支援課
		中央町さくらプラザ	中央町さくらプラザ	生涯学習課
			中央町社会教育館	生涯学習課
			五本木住区会議室(別室)	中央地区サービス事務所
		南部地区センター	南部地区センター	生涯学習課
			目黒本町学童保育クラブ	子育て支援課
			南部地区備蓄倉庫	防災課
			本町二丁目防災器具置場	防災課

(次頁へ)

2023(令和5)年度基準時管理対象区有施設 (2024(令和6)年3月31日現在)

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課	
部	課				
教育委員会	生涯学習課	南部地区センター (続き)	目黒本町社会教育館	生涯学習課	
			目黒本町図書館	八雲中央図書館	
			目黒本町保育園	保育課	
		緑が丘コミュニティセンター一本館	緑が丘コミュニティセンター本館	生涯学習課	
			緑が丘文化会館	生涯学習課	
			緑が丘図書館	八雲中央図書館	
		緑が丘コミュニティセンター別館	緑が丘コミュニティセンター別館	生涯学習課	
			みどりがおかこども園	学校運営課	
			緑が丘二丁目防災器具置場	防災課	
			モニカ緑が丘園	保育課	
			緑が丘会館別館	生涯学習課	
			緑が丘児童館学童保育クラブ	子育て支援課	
			緑が丘児童館	子育て支援課	
		埋蔵文化財整理室	埋蔵文化財整理室	生涯学習課	
		古民家	すずめのお宿緑地公園古民家	生涯学習課	
		八雲中央図書館	めぐろ区民キャンパス	めぐろ区民キャンパス	八雲中央図書館
				都立大学跡地施設防災器具置場	防災課
				西部地区応急対策資機材等倉庫	防災課
				めぐろ区民キャンパス公衆便所	八雲中央図書館
				「COHANA (コハナ)」	障害施策推進課
	八雲中央図書館			八雲中央図書館	
	めぐろパーシモンホール			文化・交流課	
	八雲体育館			スポーツ振興課	
	心身障害者センターあいアイ館			障害施策推進課	
	セレモニー目黒			地域振興課	
	上目黒二丁目文化公益施設			上目黒二丁目文化公益施設	八雲中央図書館
				中目黒駅前図書館	八雲中央図書館
			中目黒GTプラザホール	文化・交流課	
			観光まちづくり支援施設	文化・交流課	
	守屋図書館		守屋図書館	八雲中央図書館	
	洗足図書館		洗足図書館	八雲中央図書館	



詳細一覧

詳細一覧【土木管理課】		
分類	施設名	構成施設
自転車集積所	下目黒自転車集積所	下目黒二丁目自転車集積所
	五本木高架下自転車集積所	五本木高架下自転車集積所
	中町二丁目自転車集積所	中町二丁目自転車集積所
駐輪場	駒場東大前西口駐輪場	駒場東大前西口駐輪場
	駒場東大前東大口駐輪場	駒場東大前東大口駐輪場
	駒場三丁目駐輪場	駒場三丁目駐輪場
	中目黒駅前駐輪場	中目黒駅前駐輪場
	上目黒一丁目駐輪場	上目黒一丁目駐輪場
	祐天寺駅西口第一駐輪場	祐天寺駅西口第一駐輪場
	祐天寺駅西口第二駐輪場	祐天寺駅西口自転車置場
	祐天寺駅南高架下駐輪場	祐天寺駅南高架下駐輪場
	学芸大学駅東口駐輪場	学芸大学駅東口駐輪場
	学芸大学駅西口第一駐輪場	学芸大学駅西口第一駐輪場
	学芸大学駅西口第二駐輪場	学芸大学駅西口第二駐輪場
	自由が丘駅南口駐輪場	自由が丘駅南口駐輪場
	都立大学駅北口駐輪場	都立大学駅北口駐輪場
	中根一丁目駐輪場	中根一丁目駐輪場
	池尻大橋駅北口駐輪場	池尻大橋駅北口駐輪場
	池尻大橋駅東口駐輪場	池尻大橋駅東口駐輪場
	洗足二丁目駐輪場	洗足二丁目駐輪場
緑が丘駅駐輪場	緑が丘駅前駐輪場	

詳細一覧【道路公園課】			
分類	施設名	構成施設	
公園	松見坂公園	松見坂公園	
	駒場野公園	駒場野公園	
	駒場三丁目もちの木公園	駒場三丁目もちの木公園	
	駒場公園	駒場公園	
	西郷山公園	西郷山公園	
	菅刈公園	菅刈公園	
	菅刈街かど公園	菅刈街かど公園	
	青葉台四丁目街かど公園	青葉台四丁目街かど公園	
	東山貝塚公園	東山貝塚公園	
	東山街かど公園	東山街かど公園	
	東山公園	東山公園	
	目黒天空庭園	目黒天空庭園	
	けこぼ坂街かど公園	けこぼ坂街かど公園	
	中目黒しぜんとなかよし公園	中目黒しぜんとなかよし公園	
	伊勢脇公園	伊勢脇公園	
	中目黒駅前街かど公園	中目黒駅前街かど公園	
	中目黒公園	中目黒公園	
	中目黒南緑地公園	中目黒南緑地公園	
	八幡公園	八幡公園	
	なべころ坂緑地公園	なべころ坂緑地公園	
	三田丘の上公園	三田丘の上公園	
	三田公園	三田公園	
	田道広場公園	田道広場公園	
	大塚山公園	大塚山公園	
	下二南街かど公園	下二南街かど公園	
	大鳥公園	大鳥公園	
	不動公園	不動公園	
	さくらの里街かど公園	さくらの里街かど公園	
	元競馬南泉公園	元競馬南泉公園	
	油面公園	油面公園	
	中央緑地公園	中央緑地公園	
	三角山公園	三角山公園	
	田切公園	田切公園	
	五本木ふれあい街かど公園	五本木ふれあい街かど公園	
	五本木二丁目街かど公園	五本木二丁目街かど公園	
	五本木西みどり街かど公園	五本木西みどり街かど公園	
	祐天寺一丁目ふれあい公園	祐天寺一丁目ふれあい公園	
	中町せせらぎ緑地公園	中町せせらぎ緑地公園	
	(次頁へ)	こなべ野公園	こなべ野公園

詳細一覧【道路公園課】		
分類	施設名	構成施設
公園（続き）	清水池公園	清水池公園
	月光原公園	月光原公園
	本町みなみ街かど公園	本町みなみ街かど公園
	金杉原南緑地公園	金杉原南緑地公園
	本町北公園	本町北公園
	向原西街かど公園	向原西街かど公園
	西小山公園	西小山公園
	原町タンポポ公園	原町タンポポ公園
	洗足北街かど公園	洗足北街かど公園
	洗足ひだまり公園	洗足ひだまり公園
	富士見台公園	富士見台公園
	田向公園	田向公園
	すずめのお宿緑地公園	すずめのお宿緑地公園
	碑文谷公園	碑文谷公園
	大岡山公園	大岡山公園
	境橋街かど公園	境橋街かど公園
	自由が丘公園	自由が丘公園
	中根公園	中根公園
	中根ねむの木公園	中根ねむの木公園
	宮前公園	宮前公園
	八雲三丁目緑地	八雲三丁目緑地
	衾町公園	衾町公園
	やくも街かど公園	やくも街かど公園
東根公園	東根公園	
芳窪街かど公園	芳窪街かど公園	
南一丁目緑地公園	南一丁目緑地公園	
氷川さくら公園	氷川さくら公園	
児童遊園	駒場児童遊園	駒場児童遊園
	日向児童遊園	日向児童遊園
	大坂上児童遊園	大坂上児童遊園
	小川児童遊園	小川児童遊園
	東山中児童遊園	東山中児童遊園
	東山児童遊園	東山児童遊園
	氷川台児童遊園	氷川台児童遊園
	宮下児童遊園	宮下児童遊園
	目黒銀座児童遊園	目黒銀座児童遊園
	烏森児童遊園	烏森児童遊園
	上四児童遊園	上四児童遊園
	中目黒一丁目児童遊園	中目黒一丁目児童遊園

(次頁へ)

詳細一覧【道路公園課】		
分類	施設名	構成施設
児童遊園（続き）	別所坂児童遊園	別所坂児童遊園
	三田西児童遊園	三田西児童遊園
	茶屋坂児童遊園	茶屋坂児童遊園
	目黒東児童遊園	目黒東児童遊園
	下二児童遊園	下二児童遊園
	不動前児童遊園	不動前児童遊園
	下五児童遊園	下五児童遊園
	下六児童遊園	下六児童遊園
	油面住区センター児童遊園	油面住区センター児童遊園
	五本木児童遊園	五本木児童遊園
	中央町一丁目児童遊園	中央町一丁目児童遊園
	唐ヶ崎児童遊園	唐ヶ崎児童遊園
	五本木東児童遊園	五本木東児童遊園
	清水東児童遊園	清水東児童遊園
	清水町児童遊園	清水町児童遊園
	月光町児童遊園	月光町児童遊園
	東町南児童遊園	東町南児童遊園
	東原児童遊園	東原児童遊園
	向原町児童遊園	向原町児童遊園
	向原おもだか児童遊園	向原おもだか児童遊園
	原町児童遊園	原町児童遊園
	洗足二丁目児童遊園	洗足二丁目児童遊園
	碑文谷五丁目児童遊園	碑文谷五丁目児童遊園
	鷹番児童遊園	鷹番児童遊園
	三谷児童遊園	三谷児童遊園
	桜森児童遊園	桜森児童遊園
	平町児童遊園	平町児童遊園
	大岡山児童遊園	大岡山児童遊園
	緑が丘児童遊園	緑が丘児童遊園
	緑が丘西児童遊園	緑が丘西児童遊園
	柿の木坂西児童遊園	柿の木坂西児童遊園
	柿の木坂児童遊園	柿の木坂児童遊園
	曾根児童遊園	曾根児童遊園
第二曾根児童遊園	第二曾根児童遊園	
八雲児童遊園	八雲児童遊園	
宮前児童遊園	宮前児童遊園	
ふれあい広場	オーパス夢ひろば	オーパス夢ひろば
	目黒川船入場	目黒川船入場
	ふれあい橋	ふれあい橋

(次頁へ)

詳細一覧【道路公園課】		
分類	施設名	構成施設
ふれあい広場（続き）	不動ふれあい広場	不動ふれあい広場
	羅漢寺川ふれあい広場	羅漢寺川ふれあい広場
	洗足駅前ふれあい広場	洗足駅前ふれあい広場
	西小山ニコニコ広場	西小山ニコニコ広場
	子の神ふれあい広場	子の神ふれあい広場
遊び場等	駒場一丁目防災緑地	駒場一丁目防災緑地
	上一防災ひろば	上一防災ひろば
	合流点遊び場	合流点遊び場
	上目黒四丁目防災ひろば	上目黒四丁目防災ひろば
	目黒不動防災ひろば	目黒不動防災ひろば
	ポケットオアシス清水	ポケットオアシス清水
	碑文谷八幡宮児童遊び場	碑文谷八幡宮児童遊び場
	熊野神社児童遊び場	熊野神社児童遊び場
区民農園	深沢区民農園	深沢区民農園
	第二区民農園深沢	深沢第二区民農園
緑道	目黒川緑道	目黒川緑道
	蛇崩川緑道	蛇崩川緑道
		中目黒駅東側公衆喫煙所
	蛇崩川支流緑道	蛇崩川支流緑道
	谷戸前川緑道	谷戸前川緑道
	羅漢寺川緑道	羅漢寺川緑道
	立会川緑道	立会川緑道
	呑川本流緑道	呑川本流緑道
	呑川柿の木坂支流緑道	呑川柿の木坂支流緑道
	呑川駒沢支流緑道	呑川駒沢支流緑道
	九品仏川緑道	九品仏川緑道
	都立大駅前緑道	都立大駅前緑道
公衆便所	駒場東大前駅公衆便所	駒場東大前駅公衆便所
	南部橋公衆便所	南部橋公衆便所
	大橋公衆便所	大橋公衆便所
	正覚寺公衆便所	正覚寺公衆便所
	祐天寺公衆便所	祐天寺公衆便所
	新橋公衆便所	新橋公衆便所
	大鳥神社公衆便所	大鳥神社公衆便所
	不動尊公衆便所	不動尊公衆便所
	不動尊裏公衆便所	不動尊裏公衆便所
	祐天寺駅公衆便所	祐天寺駅公衆便所
	洗足駅公衆便所	洗足駅公衆便所
	円融寺公衆便所	円融寺公衆便所

(次頁へ)

詳細一覧【道路公園課】		
分類	施設名	構成施設
公衆便所（続き）	碑文谷八幡神社公衆便所	碑文谷八幡神社公衆便所
	学芸大学駅公衆便所	学芸大学駅公衆便所
	緑が丘駅前公衆便所	緑が丘駅前公衆便所
	熊野神社公衆便所	熊野神社公衆便所
	自由が丘駅公衆便所	自由が丘駅公衆便所
	都立大学駅公衆便所	都立大学駅公衆便所
	八雲氷川神社公衆便所	八雲氷川神社公衆便所
駅前広場等	目黒川沿道緑地	目黒川沿道緑地
	祐天寺栄通り緑地帯	祐天寺栄通り緑地帯
	祐天寺駅前広場等	祐天寺駅前広場等
	自由が丘駅前広場	自由が丘駅前広場



用語解説

## 用語解説

●英数	
1.5℃特別報告書	気候変動の脅威への世界的な対応の強化と、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈のなかで、1.5℃の気温上昇にかかる影響、リスク及びそれに対する適応、関連する排出経路、温室効果ガスの削減（緩和）等に関する内容がまとめられた IPCC の特別報告書。
kg-CO <sub>2</sub> /kWh（キログラムシーオーツーパーキロワットアワー）	1kWh あたりの二酸化炭素排出量。電気の排出係数に用いる単位。
ZEB（ゼブ）	Net Zero Energy Building（（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、省エネ性能の向上と再生可能エネルギーの活用により、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。
ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）	Zero Emission Vehicle（ゼロ・エミッション・ビークル）の略称。走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。
●あ行	
エネルギー消費原単位	対象とする事業者、建物、設備等の一定期間のエネルギー消費量を同じ期間の活動量で割った値。活動量の一例としては、来館者数、延床面積、在室人数などが挙げられる。省エネ法では「エネルギー消費原単位を年平均1%以上改善」することが求められている。
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）	工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する所要の措置等を講ずることを目的とした法律。一定規模以上の（原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する）事業者は、国に対してエネルギーの使用状況等について定期的に報告することが求められる。
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガス。主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素がある。
温室効果ガス排出実質ゼロ	温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

温室効果ガス排出量	温室効果ガスの物質ごとの排出量それぞれに、地球温暖化への影響の大きさを示す値である「地球温暖化係数」を乗じて二酸化炭素排出量に換算し、それらの値を合計したもの。
●か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出をゼロにするということではなく、日常生活や経済活動などからの温室効果ガスの排出量と、森林などによる温室効果ガスの吸収量がプラスマイナスゼロとなる状態のこと。
カーボンハーフ	2021年1月に東京都が表明した「2030年までに温室効果ガス排出量を2000年比で50%削減する」という目標。
化石燃料	動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。
環境推進員	各職場におけるめぐるエコプラン3の取組推進のために、各職場で選任することとしている者。年度末に所属職員へセルフチェックを周知し、各職場における取組状況等の報告等を行う。
環境配慮型製品	生活や経済活動を支える物品のうち環境負荷が低減されているもの。
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	1988(昭和63)年に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された政府間組織。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5~7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。
基礎排出係数	電気事業者がそれぞれ供給した電気の発電に伴い、燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を供給した電力量で除して算出したもの。
業務その他部門	温室効果ガス排出量の対象となる区分のうち、事務所・ビル、商業・サービス業などにおける事業活動に伴うCO <sub>2</sub> 排出。事業活動に伴う自動車利用による排出は含まない。
原油換算	燃料、熱、電気を対象に定められている省エネ法に関連して、各事業者がどの程度エネルギーを使用したかを分かりやすく示すための指標。

国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)	2021年10月31日から11月12日まで、イギリス・グラスゴーにおいて開催された国連気候変動枠組条約締約国会議。
●さ行	
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し利用できるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。
実質ゼロ	温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が均衡して、差引ゼロとなる状態。(=正味ゼロ)
循環型社会	廃棄物等の排出抑制及び廃棄物等の資源利用が行われ、なおかつ利用できないものは適正に処分されることが確保された社会。
省エネルギー型機器	エネルギー消費効率の向上が図られた機器。
正味ゼロ	温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が均衡して、差引ゼロとなる状態。(=実質ゼロ)
ゼロエミッション東京	東京都において、2050年にCO2排出実質ゼロとすること。
ゼロエミッション東京戦略	2019年12月に策定されたゼロエミッション東京の実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた戦略。
ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report	2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減(2000年比)する「カーボンハーフ」の実現に向けて、2019年に策定・公表した「ゼロエミッション東京戦略」をアップデートしたもの。
ゼロカーボンシティ	2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のこと。
●た行	
太陽光発電	シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方法。
脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量が「実質ゼロ」を目指す社会のこと。
地球温暖化	人間の活動の拡大を起因とする、大気中の温室効果ガスの濃度上昇により、地球規模で気温や海水温度が上昇し、氷河や氷床が縮小する現象のこと。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果

	ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動等による温室効果ガス排出量の削減等を促進するための措置を講ずること等を目的とした法律。
地方公共団体実行計画（事務事業編）	地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定めるもの。
調整後排出係数	基礎二酸化炭素排出量に、固定価格買取調整二酸化炭素排出量を加えて調整した量から、排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除した量を販売電力量で除して算出したもの。
低炭素社会	地球温暖化の影響による被害が最小となるよう、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量が削減された社会。
●な行	
二酸化炭素換算	「地球温暖化係数（GWP、Global Warming Potential）」と呼ばれるある一定期間にそれぞれの温室効果ガスがおよぼす地球温暖化の影響について、CO <sub>2</sub> の影響を1としたときの係数を用いて換算した数値。
●は行	
排出係数	活動量（例：電気、ガス、ガソリンなど）あたりにどれだけの温室効果ガスを排出するかを示す数値。活動量に排出係数を乗じることで、活動に伴い排出された温室効果ガスを算出できる。
パリ協定	2015年11月30日から12月13日までフランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された法的枠組み。産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑える努力を追及することなどを目的としており、その実施に当たっては、各国の削減目標などを定めた「自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」を5年毎に提出することが義務付けられている。
非化石証書	CO <sub>2</sub> を出さない電気の環境価値のひとつである非化石価値を取り出し、証書のかたちにして売買を可能にしたもの。

非化石燃料由来電力	化石燃料以外のエネルギー源によって発電された電気。
平均気温	月平均気温（1時から24時までの毎正時24回の観測値を平均した日平均気温を、月単位で平均した値）を年間で平均した値。
●ま行	
目黒区環境基本計画	「目黒区環境基本条例」第8条に基づき策定するもので、同条例第3条に掲げられた基本理念を実現するため、環境に関する長期目標と施策の方向を示し、区民、事業者、区のそれぞれが担うべき取組を明示する計画。